平成２３年（フ）第６４０号
茨城県ひたちなか市東大島２丁目16番１―303号県営大島アパート１－３－３
債務者　菅谷　典文
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６４８号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地15ミユキハイツ市毛208号、旧住所茨城県ひたちなか市春日町３番14号シティハイムねむ201号
債務者　渡部　弘行
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５１号
茨城県常陸大宮市宇留野404番地の２　ハイツＹＵＵＭＡ　Ｂ―102
債務者　高野　友秀
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６７７号
茨城県那珂郡東海村舟石川576―43第一三正マンション208号室、住民票上の住所茨城県那珂郡東海村豊白１丁目25番20号
債務者　野口美津枝
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
茨城県水戸市石川４丁目4038番地の10　アメックス石川201号、旧住所茨城県水戸市元吉田町1143番地の14　ニューシティコスモⅢ・105号
債務者　関口　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
水戸市城東２丁目３番20号高橋コーポ201号
債務者　谷　　豊子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８２３号
神奈川県平塚市明石町４番16号　升水荘８号
債務者　千葉みどり
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８４９号
神奈川県小田原市久野858番地の２　エクレールＫ久野105
債務者　佐藤　敏彦
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３号
神奈川県足柄上郡松田町寄5778番地ソキア研修所内
債務者　高橋優紀子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3293番地の１　サンハイムうめざわ306
債務者　今野　定伸
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２４号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島2620番地　河原町住宅２号棟234
債務者　橋本　裕子（旧姓新美）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６０４号
新潟市東区桃山町１丁目104番地
債務者　森田　　護
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３５号
新潟市秋葉区秋葉３丁目14番７号
債務者　細川　弘一
1　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４９号
長野県木曽郡木曽町新開2599番地１　大上野公営住宅２棟６号
債務者　松井ラクエルレイエスこと　ＭＡＴＳＵＩ　ＲＡＱＵＥＬ　ＲＥＹＥＳ
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８０７号
京都市伏見区向島清水町47番地の１　向島市営住宅11―６棟112号
債務者　堂浦　　章
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
京都市南区吉祥院中島町30番地
債務者　長野　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係